

指定保育士養成校における「保育相談支援」の教授法

— 帰納法的演習の試み —

徳 広 圭 子

Teaching Childcare Consultation and Support Methodology : Trial Induction

Keiko TOKUHIRO

要 旨

本稿は、児童福祉法第18条の4に規定される「児童の保護者に対する保育に関する指導」＝保育指導について学ぶ「保育相談支援」において、どのような教授法が望ましいか検討する。その際、良いモデルを見せ、ノウハウを伝えてから書くトレーニングをするより、まずは受講生が取り組んでみて、帰納法的に数多くの「例」を集め、受講生の「気づき」から結果を導いてみてはどうかと考えた。そこで、「おたより」を書いてみたところ、上級生や下級生が一同に介して自由におたよりを書くよりも、同学年で盛り込む課題を設定し書いた方が気づきが深いことに至った。また、保育者養成の教科目には演繹的に教員が受講生に教授することが多いが、受講生に気づきを促すために帰納法的に教授することも十分効果があることがわかった。

キーワード：保育者養成、保育相談支援、保護者、信頼関係

I. はじめに

2001（平成13）年の児童福祉法改正により、同法18条の4において保育士の業務は「児童の保育」と「児童の保護者に対する保育に関する指導」（以下、「保育指導」とする）と定められ、2003（平成15）年11月から施行された。これに伴い、現行の保育所保育指針が2008（平成20）年3月に改定され、同年4月には『保育所保育指針解説書』が上梓されている。

これらを受けて、指定保育士養成校では2011（平成23）年度入学生から「保育相談支援」の教授が始まった。この科目は保護者対応である「保育指導」について学ぶ演習科目である^(注1)。保護者対応については、2001（平成13）年に児童福祉法に規定される以前より、現場では日常的に行われてきた。しかしながら、産業構造の変化に伴い、地域社会や家庭基盤が脆弱化したことにより、その役割が子育てのプロである保育士の業務として、改めて明記されることになった。その「保育指導」は、保育所に入所している子どもの保護者だけでなく、地域における子育て支援としても行われることとなったが、現在はまだ「保育指導」を体系化する過渡期にあるため、保育所保育指針や同解説書を拠り所としながら、試行錯誤しているところといえよう。これについては、早くから保育指導について見解を示してきた柏女霊峰氏も、保育指導業務の社会福祉の援助技術における位置づけや当該業務に必要なとされる基礎的知識、技術の体系は、いまだ明らかにされていない状況であ

り、ソーシャルワークやカウンセリングの専門性とも接近するため、その体系化が早急に求められる現状にあるにもかかわらず、先行研究もほとんど認められないとしている^(注2)。その標準的な教授内容は表1の通りであるが、例えば「保護者支援の計画、記録・評価、カンファレンス」がある。これは「相談援助」の知識や技術を応用したものと思われるが、経験的に保育指導が行われてきた今までには、あまりいわれることのなかったことである。

このような時期に保育相談支援を教授するため、筆者は2011（平成23）年度入学生から本格実施される前後の2年にわたり、試行錯誤を続けた。その中から導き出されたことについて考察を行うこととする。

表1 「保育相談支援」の教授内容

<p>〈科目名〉 家庭支援論（講義・2単位）</p>
<p>〈目標〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭の意義とその機能について理解する。 2. 子育て家庭を取り巻く社会的状況等について理解する。 3. 子育て家庭の支援体制について理解する。 4. 子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と関係機関との連携について理解する。
<p>〈内容〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭支援の意義と役割 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭の意義と機能 (2) 家庭支援の必要性 (3) 保育士等が行う家庭支援の原理 2. 家庭生活を取り巻く社会的状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現代の家庭における人間関係 (2) 地域社会の変容と家庭支援 (3) 男女共同参画社会とワークライフバランス 3. 子育て家庭の支援体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て家庭の福祉を図るための社会資源 (2) 子育て支援施策・次世代育成支援施策の推進 4. 多様な支援の展開と関係機関との連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援サービスの概要 (2) 保育所入所児童の家庭への支援 (3) 地域の子育て家庭への支援 (4) 要保護児童及びその家庭に対する支援 (5) 子育て支援における関係機関との連携 (6) 子育て支援サービスの課題

出典：厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」雇児発0722第5号別添。

II. 保育相談支援における帰納法的教授法

筆者が担当している保育相談支援は、第1部2年生後期と第3部3年生後期で履修することになっている^(注3)。いずれも卒業を控えた最後の期であり、保育士や幼稚園教諭になるための総まとめの時期である。同時に実習もすべて終えているため、それまでに比べて落ち着いて学ぶことができる印象がある。一方で、筆者は、昨今の学生がモデルを提示するとそこに縛られて創意工夫することが少ない傾向があるように感じている。また、自明の理を疑うことが少なく、受け身な学生は年々増えているとも感じる。

子どもの保護者に対する保育に関する指導である「保育指導」を教授する「保育相談支援」には、その目標の一つに「保育相談支援の実際を学び、内容や方法を理解する」がある。しかしながら、

その「内容や方法」は保育の現場において経験的になされてきたことが多く、そのノウハウも先輩から後輩へと受け継がれたり、場合によっては先例を参照しながらなされてきたことが多い。中には、前年度のファイルを開き、変わったところを上書きして終わるようなこともあると聞いた。そこで筆者は、良いモデルとなるようなおたよりを見せ、ノウハウを伝えてから書くトレーニングをするより、まずは受講生がテーマについて帰納法的に数多くの「例」を集め、受講生の「気づき」から結果を導いてみてはどうかと考えた。そこで、保育相談支援の授業で帰納法的に演習を行っている先行研究を探したが、筆者は確認することができなかった。そのため、まずは課題に沿ったおたよりを受講生に書いてもらい、他の人のものとは比べ、その中から共通項や特長な点を探し出してみようとした。

このときに「おたより」を素材としたのは、第1に学生がこれまで何らかのおたよりを見ていることが最も大きい。それは保育所・幼稚園の頃から、小学生、中学生、高校生、大学生と成長していく中で、自らの配布される「園だより」や「学校だより」など校種全体のおたよりだったり、個別クラスのものなどを目に見ていることから、何らかのイメージは持っていると思われる。第2に、保育士証という国家資格を取得するためには、必ず保育所での実習を行わなければならないが、「乳幼児の保育」に終始しがちな保育所での実習においても、おたよりは教室等で見る事が可能である。第3に、保育指導の技術類型は「発信型」の「言語的援助」に含まれる「承認」や「支持」「気持ちの代弁」「伝達」「解説」「情報提供」「紹介」「方法の提案」「依頼」「対応の提示」「助言」など、多岐にわたっていることから（表2参照）、おたよりを書くことはこのような保育指導の技術を効果的に学ぶことができると考えた。

表2 保育指導の類型化と定義

		技術類型	技術の定義	下位項目
受信型	情報収集/分析	観察	推察を交えず視覚的に現象を把握する行為	●経過観察 ●行動観察 ●状況の観察
		情報収集	保護者や子どもの状態を把握するための情報を集める行為	●情報の収集の働きかけ ●情報の把握
		状態の読み取り	観察や情報収集により把握された情報に、保育士の印象、推察を交えながら保護者や子どもの状態を捉える行為	●現状の把握 ●状態の読み取り ●表情の読み取り
	受容的な技術	受容	保護者の心情や態度を受け止める発言や行動	●受け止め
		傾聴	聴くことの重要性を認識した上で、保護者の話を聞く行為	●話をきく
		共感・同様の体感	保護者と同様の体感をする、もしくは保護者の心情や態度を理解し、共有しようとする行為	●共感 ●子どもの成長を喜び合う
発信型	言語的援助	会話の活用	保護者との関係の構築を目的として、挨拶、日常会話などを意識的に活用している行為	●あいさつ ●会話 ●声をかける ●話すきっかけ(機会)をつくる
		承認	保護者の心情や態度を認めること	●承認 ●労う ●褒める
		支持	保護者の子どもや子育てへの意欲や態度が継続されるように働きかけること	●支持
		気持ちの代弁	現象から対象者の心情を読み取って他者に伝えること	●子どもの気持ちの代弁 ●母親の気持ちの代弁
		伝達	子どもの状態、保育士の印象を伝えること	●子どものよいところの伝達 ●状況の伝達(印象・感情なし) ●保育者の気持ちの伝達
		解説	現象に保育技術の視点から分析を加えて伝える発言や行為	●解説
		情報提供	広く一般的に活用しやすい情報を伝えること	●情報提供
		紹介	保護者が利用できる保育所の資源、他の機関やサービスについて説明し、利用を促すこと	●紹介
		方法の提案	保護者の子育てに活用可能な具体的な方法の提示	●方法の提案
		依頼	保育士が必要を感じ、保護者に保育や子どもへのかかわりを頼むこと	●依頼

動作的援助	対応の提示	保育所における子どもや保護者に対する保育士の対応を伝えること	●対応の提示 ●承諾を得る
	助言	保護者の子育てに対して抽象的に方向性や解決策を示すこと	●助言
	物理的環境の構成	援助のための場や機会の設定	●場の設定 ●手段の活用
	観察の提供	保護者が子どものようす等を観察する機会を提供すること	●観察の提供
	行動見本の提示	保護者が活用可能な子育ての方法を実際の行動で提示すること	●行動見本の提示
	体験の提供	保護者の子育ての方法を獲得するための体験を提供すること	●体験の提供
	直接的援助（保護者）	保護者の養育行為を直接的、具体的に援助している行為	●養育に対する直接的なケア
	子どもへの直接的援助	子どもに対して直接的に援助を行なうことで、保護者の子育てを支えている行為	●子どもへの直接援助 ●子どもへのかかわり
方針の検討	媒介	親子や保護者、家族の関係に着目し、働きかける行為	●輪旋 ●話題の提供 ●父親への働きかけ ●現状の打開
		協議	保育所職員間における話し合い、相談等の作業、行為

出典：柏女霊峰監修『保育者支援スキルアップ講座－保育者の専門性を活かした保護者支援－保育相談支援（保育指導）の実際－』ひかりのくに、2010年、77頁。

保育士が定期的に保護者向けに発行するおたよりは、保育所での子どもの様子やクラスでの取り組みなどを伝えるもので、保護者に対して定期的に情報を発信するためのツールである^(注4)。これは、最近では手書きのものを見かけることは少なくなり、保育士は忙しい通常業務の合間に、パソコンなどを使いながら執筆することが多い。しかしながら、震災が起こったような緊急時には、電力供給が不安定でパソコンが使用できなくなる可能性もある。またいずれパソコンを使用するにしても、まずはどのような状況下においても執筆することができるようにしておく方がよいと考えた。

具体的には、受講生に統一の用紙を配布し、予め定められた課題を含みながら一定の時間内にクラスだよりを執筆してもらい、そしてそれを机の上に置き、他の人がどのように書いているか観察する。その際、共通項や差異を見つけるよう促し、それぞれピックアップしてもらい、これをグループディスカッションすることで、そのクラスのおたよりから導き出されるノウハウをまとめることとする。

Ⅲ. 保育相談支援の教授の実際

1. 2010年度に試行した「保育相談支援」

(1) 概要

「保育相談支援」は2011（平成23）年度入学生から教授されているが、2010（平成22）年度までに入学した学生は、この授業を受けることができない。そのため、筆者は試行的に2010（平成23）年度の夏期休暇中に集中講義「保育内容特論Ⅱ・家庭支援と保育相談支援」を行い、保育内容支援の一部を行った^(注5)。その時の受講生は、入学間もなく実習経験がない者から卒業年次生までの全学年が対象で、当日の出席者は合計119名であった。学生にはB4の用紙を1枚ずつ配布し、「①保育所年少組10月のおたよりを書く、②内容や様式は自由」という内容でクラスだよりを書くように指示した。最近のおたよりA4で作成されていることが多いが、受講生がこれまで受け取ってきたものはB4が多かったため、書きやすさに配慮した結果である。このときは受講生が多かったため、近くに着席した2名でディスカッションを行い、共通点や差異、気づいたことなどを別用紙に記載させた。これを筆者がまとめ、次の授業で発表し、解説を加えた。

(2) 結果と考察

① 共通点

横書きの割合が多いものの、縦書きもあった。横書きの場合は2段組がほとんどだった。横書き2段組の場合、左半分の冒頭にタイトルや園名、クラス名、担任が書かれ、クラスの様子や先月の行事でのこと、これまでのことが書かれていることが多かった。右半分は、今月の目標や予定、大きな行事、お誕生日の子どもの氏名などが書かれていることが多かった。縦書きの場合は、横書き2段組で左上から左下、右上から右下にかけて書いてある内容が右上から左下へと書かれていた。

また見出しを大きくしたり、内容に応じたイラストを入れることによって、より見やすくする工夫もあった。

② 差異

担任のコラムや保護者とのエピソード、保護者が連絡帳に書いたことの転載、他のクラスの先生からのコメントなど、少数であるがおたよりをより豊かにするような内容の記載があった。これらは上級生に多く見られたため、それらの者に話を聞くと、保育所での実習時に担任から資料としてクラスだよりが提供されたり、自ら関心を持って教室に掲示してあるものをしっかり見ていたとのことであった。

また、よく書かれがちなクラスの様子に「先月のがんばったで賞」というタイトルをつけ、子どもの名前とエピソードが書かれていた。これを書いた受講生に聞くと、自分が保育園児だったときにすべての文字がわからなくても自分の名前はひらがなだったら分かり、おたよりに自分の名前を見つけてとても嬉しかったから、同じように書いてみたとのことだった。また担任になったら、すべての子どものすてきなエピソードを年間で最低1回ずつは書きたいと話した。

③ 助言

受講生119名が書いたおたよりを見た上で、筆者が行った助言は以下の通りである。

a. おたよりとは

- ・保育者と保護者とのコミュニケーションツールの一つである。
- ・そのベースとなるのは、「園の教育・保育目標」、「教育・保育課程」、「指導計画（年・期・月・週・日案）」で、それらを保護者に伝えるためのツールでもある。
- ・「おたよりに書く内容がない」というのは、自らの観察力が乏しい可能性がある。
- ・「おたよりを読んでくれない」というのは、保護者だけが悪いのだろうか。むずかしくなりがちな保育の内容も、保護者に伝わるように、読みやすいおたよりの執筆を心がける。
- ・連絡事項だけではなく、子どもの姿や日々の保育について伝えることは、自分の保育を見つめ、振り返る作業が必要になる。
- ・保護者に保育を具体的に伝えることを通して、保育者自身が自分の保育を見直していくきっかけともしたい。

b. 書くときの注意

- ・配布したら、保護者が処分するまで残ることを意識して書く。
- ・基本的には、園の書式や方針に従う。
- ・見出しやイラストも工夫して、読み手の立場に立って書く。

- ・大きな行事の詳細については、スペースを取るのので、おたよりとは別に案内を出す。
- ・予定が変わったときは、「予定を変更しました」というように、はっきり分かるように書く。
- ・保護者参加の行事予定は、早めに伝える。
- ・これから実習へ行く人は、実習中に園だよりやクラスだより、給食だより、保健だよりなどを見せていただくと参考になる。すでに実習を終えた人は、保育所や幼稚園に就職した場合は着任早々に担任としておたよりを書くことになるため、研修期間中などを利用して園での指導を受けた方がよい。

④ 考察

この集中講義は、机が固定された階段式の大教室で行った。その際の席次は学年別・学籍番号順であり、各自が机上に置かれたおたよりを見る際には全部を見ることができるよう配慮した。しかしながら、その後のディスカッションは前後左右でペアを作ったため、共通点や差異を見つければ、下級生は上級生ほど、量的にも質的にも気づきが乏しかった。これについては、これまでの専門科目の教授や学外での実習体験、演習時などのディスカッションなどの経験が左右していると思われる。

ところで、一定の時間内でおたよりを書く際、実習経験等がある上級生の方が下級生より質の高いものを書くのではないと思される。しかし実際には下級生でも上級生以上にしっかりとしたものもいくつも提出された。このような差については、書いた下級生に聞いたところ、年の離れた弟妹がいて、そのおたよりを見ていたり、日頃から関心を持っているとのことであった。このことから、経験だけでなくモチベーションの高さも、おたよりの質に大きな影響を与えるといえる。一方、全学年を対象としたことや、大人数が受講していたことなどから、クラスと配布月のみ指定し、後は自由に書かせたことから、バラエティ豊かなおたよりが提出された。

2. 2012年度に本格実施した「保育相談支援」

(1) 概要

前述したような2011(平成23)年度の評価と反省を踏まえ、2012(平成24)年後期に「保育相談支援」の演習を行った2クラス(合計約120名)において、受講生にB4の用紙を1枚ずつ渡し、以下のような課題を出した。

- ① 保育所年中組1月のおたよりを書く。
- ② 以下の2点を盛り込むこと。

a. 行事

- 1月4日(金) 始業式(子どもたちだけ)
- 1月15日(火) 凧揚げ大会(子どもたちだけ)
- 1月26日(土) 午前中 伝承遊び(保育参加)

こままわしやけん玉、お手玉、なわとび、竹とんぼなど

b. 連絡事項

12月29日(土)から1月3日(木)までは年末年始のお休み

- ③ その他のことは工夫して書くこと。

時間はまず15分とし、執筆状況に応じて10～15分の延長を行った。その上で、それぞれ机の上に書いたおたよりを並べ、全員で巡回して互いの成果を見ながら、共通点など気づいた点をメモした。そのメモを基に10名ほどのグループにてディスカッションをし、共通項と差異を導き出した。その上で各グループディスカッションの様子について発表し、筆者が総括を行った。なお、教室で行ったため、全員手書きとなった。

(2) 結果と考察

① 用紙や書式

今回は、全員にB4の用紙を配布したが、その向きや余白については指定をしなかった。その結果、用紙は縦長と横長に分かれ、それも1段組と2段組に分かれた。また書き方は横書きがほとんどだったが、縦書きもいた。最も多かったのは、用紙を横長2段組にして、横書きにしているものだった。グループディスカッションでは、おたよりは家庭の冷蔵庫のように目につくところに貼られていることが多いが、行事予定以外は一読すればよいことが多いので、そこだけ折って小さく貼ることができるようにしてはどうかとの意見が出され、大勢の同意を得ていた。

② タイトルバー

ほとんどの受講生が、タイトルバー（用紙の上方）におたより名称やクラス名、発行年月日や執筆者を書いていた。おたより名称については、「〇〇組クラスだより」のようにクラス名をそのまま書いたものと、「なかよし通信」というように別名にしたものがあった。

③ 文章とイラスト

今回は授業中ということもあり、写真等を入れることは出来なかったが、文字だけでなく雪だるまや鏡餅など、季節に応じたイラストを入れる学生もいた。ただし、これについてはイラストを描くことが得意な学生が多かった。

④ コーナーで書く

作文のように文字を綴るより、巻頭言や季節の言葉、子どもたちの様子、保育で気をつけていること、月の目標、月の行事、当月にお誕生日の子どもの紹介など、コーナーで書いている学生が圧倒的に多かった。

⑤ おたよりとは？

グループディスカッションの結果、おたよりとは月案を保護者向けに書いたものではないかという意見が、3クラスの中で2クラス合計3グループから出された。その発言を受けて、他の受講生からも同意する発言があった。

⑥ 考察

2011（平成23）年度は専門科目や実習経験が異なる全学年を対象として「保育相談支援」を行った。2012（平成24）年度は卒業直前の時期の期の学生に行った。そのため、授業や実習での経験が深まっていると考え、前年度よりおたよりに盛り込む課題を増やした。そのことによって、統一した内容でも表現方法の差異などがわかりやすくなった。

また、保育所保育指針においては、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援として「保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること」との一文がある。そのため、前年度はおたよりが保育計画の延長線上にあることを教員から示唆したが、2012（平成24）年度はディスカッション中で、おたよりが月案をベースにしていることに受講生自らが気づくことができたのは、大きな成果だった。月案は、年間計画に基づき、前月の子どもの姿（実態）を踏まえ、1ヵ月の生活を見通して具体的に計画を立てる。その際には、季節からとらえたその月の様子や行事、子どもの成長の姿、生活の変化などを考慮する。またこのような子どもが経験する内容や活動に対する環境構成や指導上の配慮も加味する。このような日々の保育の意図を保護者に説明する努力が、保護者との信頼関係を深め適切な保育につながるとの見通しをもって現場に出ると、おたよりに対する意味づけも変わってくる。実際、演習の最後の「振り返り」において、「おたよりを書くというのはとっても大変なことだと思っていたけど、年一月一週一日案とある保育の流れの中にあると思うと、ちょっと気が楽になった」との感想があった。

またおたよりが冷蔵庫などのような目につくところに貼られているという気づきは、おたよりを受け取る保護者の側に立った発言だった。このように相手を思い、相互の意思疎通の積み重ねることも信頼関係につながることを自ら気づく経験は、一人ひとりのあるがままの子育てを認め「支え援助する」という支援につながると思う。

IV. おわりに

筆者は、昨今の学生はモデルを提示するとそこに縛られて創意工夫することが少ない傾向があるように感じていた。そのため、受け身になりつつある演習科目を能動的にできないかと思い、帰納法におたよりのモデルを受講者全員で作りに上げてみた。その結果、上級生や下級生が一同に介して自由におたよりを書くよりも、同学年で盛り込む課題を設定し書いた方が気づきが深いことがわかった。その成果であるモデルは、一見するとありきたりのように見えるが（図1参照）、同じ仲間と気づきを共有することによって理解度も深まるのではないだろうか。

このような方途はおたよりにだけ特化されたものではなく、日々のコミュニケーションをはかるもの（連絡ノートや送迎時の対話、園内の掲示など）や、保護者が参加する行事（保護者懇談会や個人面談、家庭訪問、保育参観、保育参加（体験）、親子遠足や運動会などの特別な活動や行事）、保護者の自主的活動（保護者会など）、相談・助言（面接時など）のような、さまざまな保護者に対する支援の内容・方法に応用できるかどうか検討することが今後の課題である。

総じて、保育者養成の教科目には演繹的に教員が受講生に教授することが多いが、受講生に気づきを促すために帰納法的に教授することも十分効果があることがわかった。

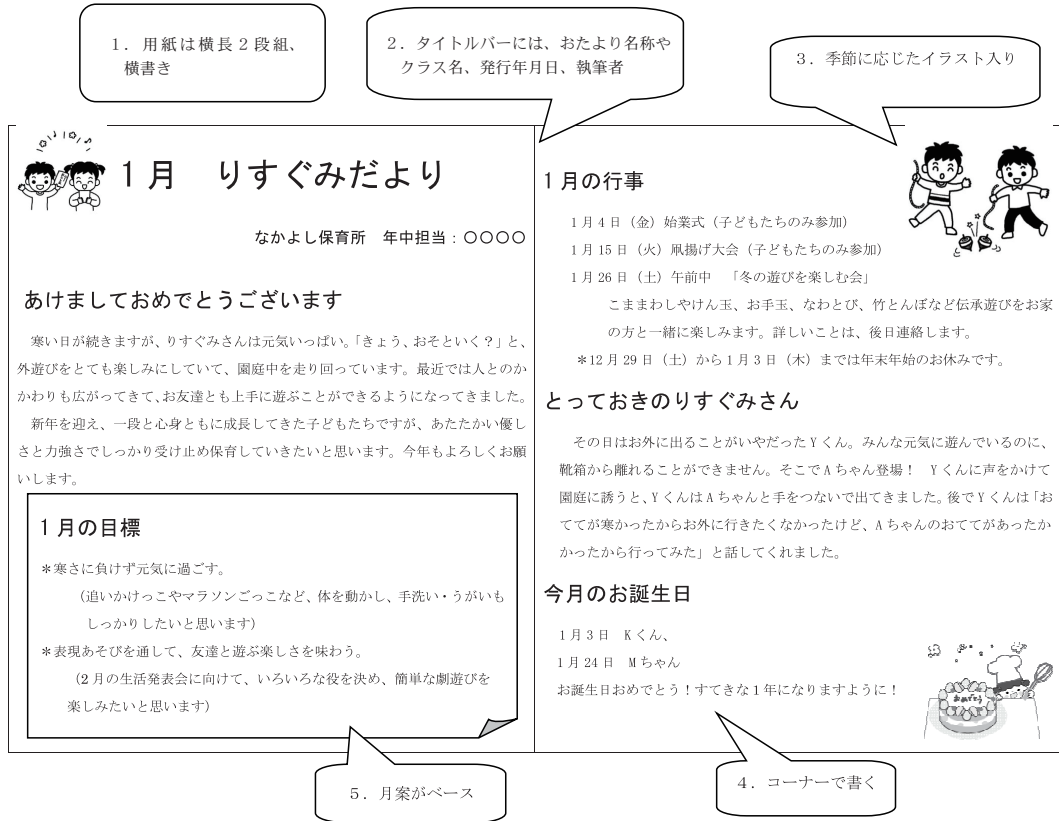


図1 おたよりのサンプル

注

1. 児童福祉法第18条の4における「児童の保護者に対する保育に関する指導」については、厚生労働省も『保育所保育指針解説書』等において「保育指導」と称している。しかしながら、「指導」とは援助者主体な文言で、利用者主体とするなら「支援」の方が望ましい(詳しくは、拙稿：児童家庭福祉分野における『支援』の意味—『援助』から『支援』へ—。岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要、第44集；63-71頁、2012(平成24)年。を参照されたい)。一方、保護者対応の演習科目は「保育相談支援」となっており、本来であれば用語の整理が必要である。しかしながら筆者の力量不足から正確な概念規定を行うことが出来ていない。これについては今後の課題とし、さしあたって保護者対応の実際は「保育指導」、演習科目名称としては「保育相談支援」とした。
2. 柏女霊峰・橋本真紀『増補版・保育者の保護者支援—保育相談支援の原理と技術—』フレーベル館、2010年、270頁参照。
3. 本学は全国でも6校となった第三部設置校である。第三部とは、「短期大学設置基準の制定について(文大技第210号、昭和50年4月28日、文部事務次官通達)」において、夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科に係る修業年限が三年の短期大学のうち、「その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科」のことであり、現在では文部大臣の認可を受けて昼間において二交替制により授業を行う、いわ

ゆる第三部の学科がこれに該当するとされている。本学幼児教育学科第三部は、1968（昭和43）年4月にこの制度が出来たと同時に開学しており、45年の歴史がある。修学年限は3年間であるが、第一部（2年課程）と同じように幼稚園教諭二種免許状や保育士証などが取得できる。2002（平成14）年度入学生からは、通年にわたって主として午前中2コマ分授業を受けて午後から働く「フレックスコース」が誕生し、協定企業の学生のみならず、広く勤労学生を受け入れるようになった。

4. 柏女霊峰・橋本真紀『前掲書』101頁参照。

5. この様子については、以下を参照されたい。拙稿：保育者養成と家庭支援論・保育相談支援－2010（平成22）年度・集中講義『保育内容特論Ⅱ・家庭支援と保育相談支援』を通して。岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要，第43集；131－147頁，2011年。

参考文献

- 拙稿：指定保育士養成校における『家族援助論』の教授法－社会福祉援助技術の視点から－。岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要，第38集；1－12頁，2004年。
- 厚生労働省：保育所保育指針解説書。フレーベル館，東京，2008年。
- 柏女霊峰監修：保護者支援スキルアップ講座－保護者の専門性を活かした保護者支援－保育相談支援（保育指導）の実際－。ひかりのくに，大阪，2010年。
- 柏女霊峰・橋本真紀編：増補版・保育者の保護者支援－保育相談支援の原理と技術－。フレーベル館，東京，2010年。
- 拙稿：保育者養成と家庭支援論・保育相談支援－2010（平成22）年度・集中講義『保育内容特論Ⅱ・家庭支援と保育相談支援』を通して。岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要，第43集；131－147頁，2011年。
- 柏女霊峰・橋本真紀編：保育相談支援。ミネルヴァ書房，京都，2011年。
- 福丸由佳・安藤智子・無藤隆：保育相談支援。北大路書房，京都，2011年。
- 小田豊：保育相談支援。光生館，東京，2012年。
- 拙稿：児童家庭福祉分野における『支援』の意味－『援助』から『支援』へ－。岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要，第44集；63－71頁，2012年。
- 伊藤嘉余子：保育相談支援。青踏社，東京，2013年。